

(令和 9 年度)重点医師偏在対策支援区域における経済的インセンティブ事業
(4)支援区域の医療機関に医師を派遣する派遣元医療機関支援事業

1 事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域（以下「支援区域」という。）と設定した上で、特定機能病院からの医師派遣とは別に、他の医療機関からの医師派遣により支援区域内の医師を確保するため、支援区域内の医療機関に医師を新たに派遣する医療機関に対して、医師派遣に要する費用の支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

2 事業内容

支援区域内の医療機関（以下、「派遣先医療機関」という。）への常勤医や診療医等の医師派遣に要する費用の支援を行う。

(1) 補助対象

支援区域の派遣先医療機関に医師を派遣する県内の医療機関（保険診療を主とする）（以下、「派遣元医療機関」という。）

(2) 支援区域

- ① 高梁・新見、真庭保健医療圏（高梁市、新見市、真庭市、新庄村）
- ② 津山・英田保健医療圏（津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町）

※・優先順位は①～②に順とする。

・上記に記載の支援区域は令和 8 年度選定分であり、令和 9 年度事業実施の際に支援区域が変更となる可能性がある。

3 事業の詳細

- (1) 派遣元医療機関において、令和 8 年度と比較して令和 9 年度の医師派遣人数（予定を含む。）が増えた分を補助対象とする。

※増加の判断は、派遣先医療機関ごとに、人日換算で行う。

- (2) 次に該当する派遣は対象外とする。

- ① 特定機能病院からの医師派遣
- ② 同一開設者間での医師派遣
- ③ 宿日直を行うための医師派遣

- (3) 派遣の形態は、常勤・非常勤は問わないが、常勤として一定期間継続して派遣する場合及び兼業許可等により定期的に非常勤職員として派遣する場合を対象とする。

(4) 本事業の支援対象となる医療機関に対しては、医師派遣に係る費用について、地域医療介護総合確保基金による支援はできない。

4 補助対象経費及び補助率

補助対象経費	基準額	補助率
支援区域内の医療機関への常勤医や代診医等の医師派遣に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 報償費 諸謝金 旅費 備品費（単価 50 万円未満に限る。） 消耗品費 材料費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 社会保険料 雑役務費 委託費	医師派遣経費 61,000 円×延日数	3/4

5 要望書類の提出

(1) 提出書類

様式 4－1 派遣元医療機関支援事業 総括表

様式 4－2 事業計画

様式 4－3 基準額算出調書

様式 4－4 所要額明細書

(2) 提出期限

令和 8 年 1 0 月 7 日（水） 1 7 : 0 0（締切厳守）

(3) 問い合わせ先・書類提出先（電子メール）

※件名を「派遣元医療機関支援事業」とすること。

岡山県保健医療部医療政策課 重点医師偏在対策支援区域支援事業担当
iryo@pref.okayama.lg.jp

6 留意事項

- ・ 補助金の活用予定のある医療機関は、調査票を提出すること。調査票の提出があった医療機関に対し、交付申請等の案内を行う。
- ・ 補助対象経費や基準額等は、現時点で国から提示されている案であり、今後、基準額等の変更や要件の追加が生じる可能性がある。
- ・ 本事業は国及び県の予算の範囲内での実施であり、提出された事業計画に記載の要望額の全額、または一部を交付できない場合がある。
- ・ 本事業は岡山県地域医療対策協議会及び岡山県保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関が対象となる。本事業の活用希望のあった医療機関及び事業内容等については、両協議会において事業計画等が公開されることを了承の上、必要書類を提出すること。